

事務局細則

規約（第17条、第34条）により事務に関する事務局細則を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この細則は、事務処理の合理化、迅速化を促進し、事務の能率化及びその改善に資することを目的とする。

（事務の責任）

第2条 事務は事務局長が担当し、理事長が統括する。

（事務の業務）

第3条 連盟の事務は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- ① 各事業における会場や会議に関する予約、連絡、支払い、打ち合わせ等の確認、事務手続き
- ② 各事業における講師、審査員、講評者等における事務手続き
- ③ 加盟申請、後援申請、補助金等に関する事務手続き
- ④ 連盟の財産の保管や管理に関すること
- ⑤ 税金の支払いに関すること
- ⑥ 四国吹奏楽連盟、全日本吹奏楽連盟および外部団体との連絡、調整等
- ⑦ その他連盟の目的を達成するための事業に関する事務手続き

（報告）

第4条 事務は、すべての業務について理事長に報告する。

（変更）

第5条 この細則は理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

- 1 この細則は、平成29年 4月 1日より施行する。